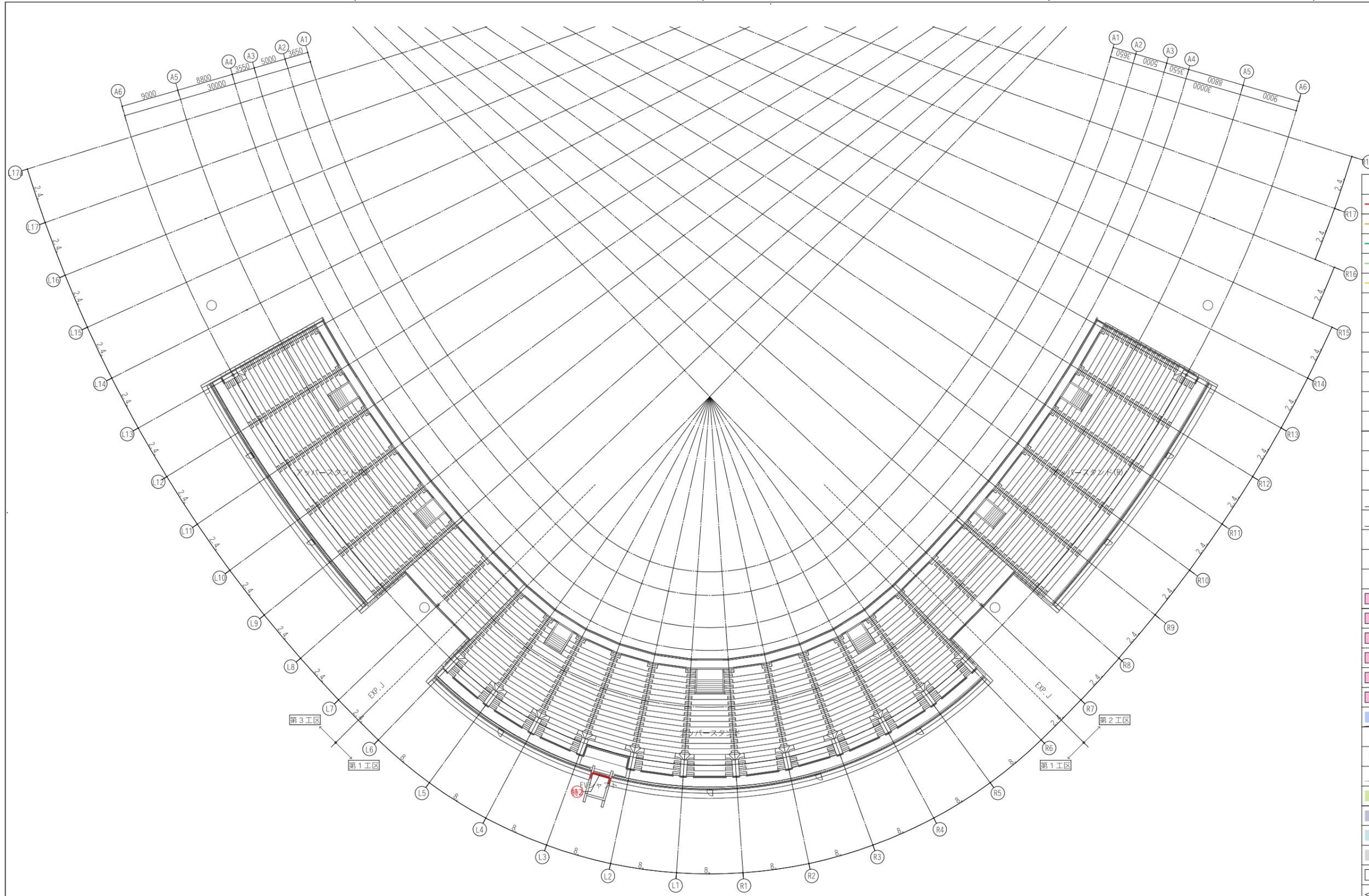


凡例										
	防火区画 (兼防煙区画)									
	防火上主要な間仕切壁 (令114条)									
	防煙区画 (間仕切壁)									
	防煙区画 (垂壁 H=500以上)									
	延焼のおそれのある部分									
	特定防火設備 (常時閉鎖扉、令112条第19項)									
	特定防火設備 (常時閉鎖扉、令112条第19項第二号適合)									
	特定防火設備 (随時閉鎖式扉・煙感知器連動、令112条第19項)									
	特定防火設備 (随時閉鎖式扉・煙感知器連動、令112条第19項第二号適合)									
	防火設備 (常時閉鎖扉、令112条第19項)									
	防火設備 (随時閉鎖式扉・煙感知器連動、令112条第19項)									
	防火設備 (随時閉鎖式扉・熱感知器連動、令112条第19項)									
	防火設備 (網入ガラス)									
	自閉式 不燃扉									
	特定防火設備 (随時閉鎖式シャッター・煙・熱感知器連動、令112条第19項)									
	特定防火設備 (随時閉鎖式シャッター・煙感知器連動、令112条第19項)									
	壁掛ABC10型消火器 (共通) 歩行距離20m以内に1ヵ所設置									
	H12 告示1436号第四号ハ (防火区画)									
	H12 告示1436号第四号二の(一) (防火区画)									
	H12 告示1436号第四号二の(二) (防煙区画)									
	H12 告示1436号第四号二の(三) (防火区画)									
	H12 告示1436号第四号二の(四) (不燃区画)									
	H12 告示1436号第四号ホ									
	建基法施行令第126条の2 第1項第2号									
	非常用進入口 (非常用進入口にかわる窓)									
	自然排煙開口 ※自然排煙に使用するサッシの開閉物はFL+1500mm以下									
	避難距離									
	排煙免除区域 (避難安全検証の避難計算に準拠)									
	排煙免除区域 (告示144号「火災の発生のおそれの少ない室」)									
	自然排煙区域									
	屋外扱い									
	防火・防煙区画面積									
	避難扉幅									
	排煙オペレーター (FL+1500以下)									
	<table border="1"> <tr> <td>S</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>排煙対象床面積</td> </tr> <tr> <td>Sx1/50</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>排煙必要開口面積</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>排煙開口面積</td> </tr> </table>	S	m <sup>2</sup>	排煙対象床面積	Sx1/50	m <sup>2</sup>	排煙必要開口面積	A	m <sup>2</sup>	排煙開口面積
S	m <sup>2</sup>	排煙対象床面積								
Sx1/50	m <sup>2</sup>	排煙必要開口面積								
A	m <sup>2</sup>	排煙開口面積								

設計者						法適合確認欄		検査者	設計番号	特記	●工事名	●図面番号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明		外山 博文	17992		徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事 (第1工区)	A-190
											●図面名	●縮尺
											3階法規チェック図	1 : 300 (A1) 1 : 600 (A3)

株式会社 稗設計 1 関西支社  
 一級建築士事務所登録 大阪 (ロ) 第3234号

株式会社 宮建築設計  
 MIYA Architect's Office  
 一級建築士事務所登録 徳島県鳴門郡11050号



凡例	
	防火区画 (兼防煙区画)
	防火上主要な間仕切壁 (令114条)
	防煙区画 (間仕切壁)
	防煙区画 (垂壁 H=500以上)
	延焼のおそれのある部分
	特定防火設備 (常時閉鎖扉、令112条第19項)
	特定防火設備 (常時閉鎖扉、令112条第19項第二号適合)
	特定防火設備 (随時閉鎖式扉・煙感知器連動、令112条第19項)
	特定防火設備 (随時閉鎖式扉・煙感知器連動、令112条第19項第二号適合)
	防火設備 (常時閉鎖扉、令112条第19項)
	防火設備 (随時閉鎖式扉・煙感知器連動、令112条第19項)
	防火設備 (随時閉鎖式扉・熱感知器連動、令112条第19項)
	防火設備 (網入ガラス)
	自閉式 不燃扉
	特定防火設備 (随時閉鎖式シャッター・煙・熱感知器連動、令112条第19項)
	特定防火設備 (随時閉鎖式シャッター・煙感知器連動、令112条第19項)
	壁掛ABC10型消火器 (共通) 歩行距離20m以内に1ヵ所設置
	H12 告示1436号第四号ハ
	H12 告示1436号第四号二の(一) (防火区画)
	H12 告示1436号第四号二の(二) (防煙区画)
	H12 告示1436号第四号二の(三) (防火区画)
	H12 告示1436号第四号二の(四) (不燃区画)
	H12 告示1436号第四号ホ
	建基法施行令第126条の2 第1項第2号
	非常用出入口 (非常用出入口にかわる窓)
	自然排煙開口 ※自然排煙に使用するサッシの開閉物はFL+1500mm以下
	避難距離
	排煙免除区域 (避難安全検証の避難計算に準拠)
	排煙免除区域 (告示144号「火災の発生のおそれの少ない室」)
	自然排煙区域
	屋外扱い
	防火・防煙区画面積
	避難扉幅
	排煙オペレーター (FL+1500以下)

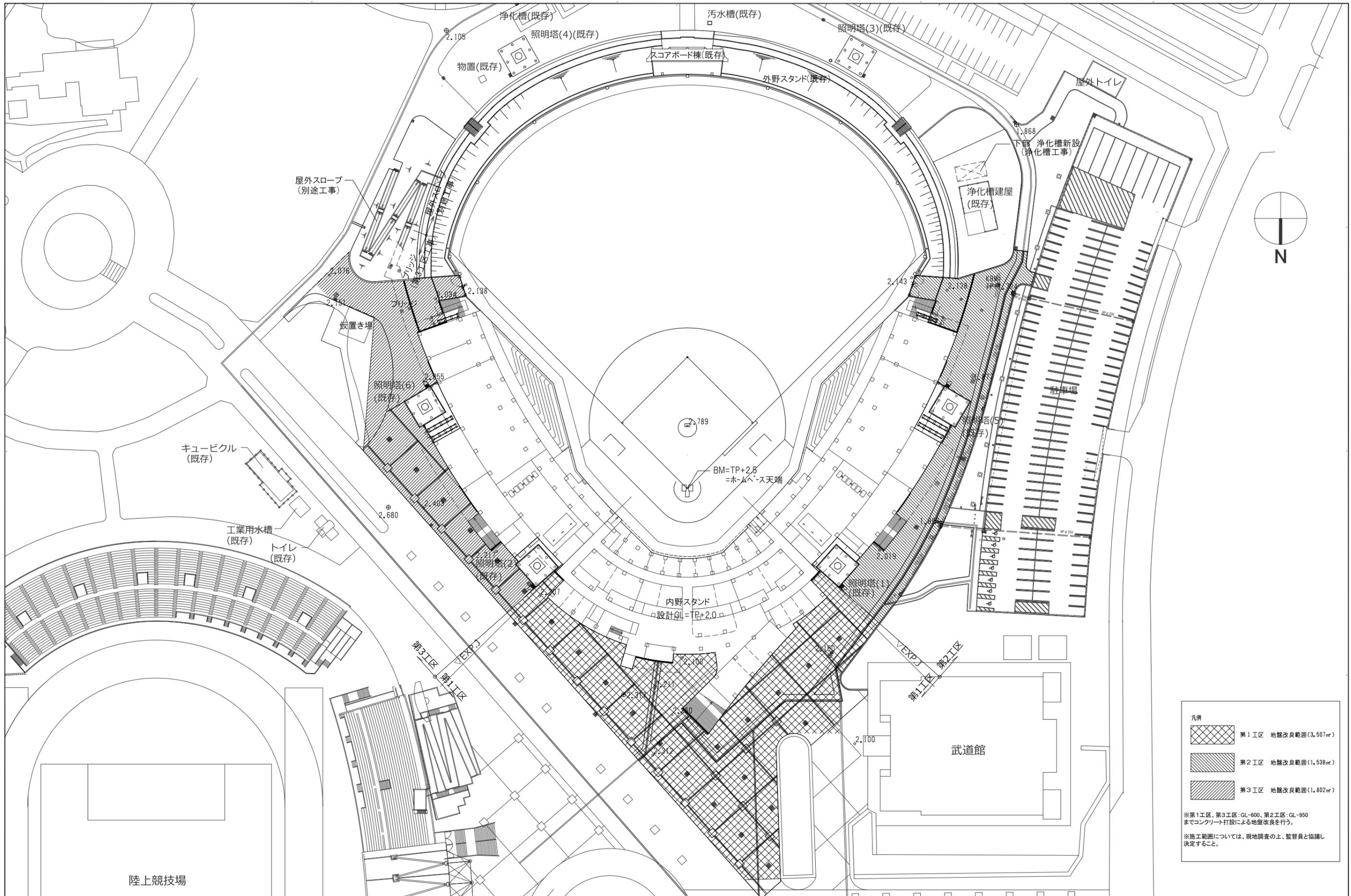
S	m <sup>2</sup>	排煙対象床面積
Sx1/50	m <sup>2</sup>	排煙必要開口面積
A	m <sup>2</sup>	排煙開口面積

※延焼のおそれのある部分にかかる非常用出入口にかわる窓は、防火設備 (網入ガラスt=6.8) とし、外部にレバーハンドルを設置する。

設計者						法適合確認欄	検査者	設計番号	特記	●工事名	●図面番号
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第33839号 高原 正行	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	外山 博文	17992		徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事 (第1工区)	A-191
										●図面名	●縮尺
										4階法規チェック図	1 : -(A1) 1 : -(A3)

**AZUSA SEKKEI**  
Architects, Engineers & Consultants  
株式会社 梓設計 関西支社  
一級建築士事務所登録 大阪 (F) 第3234号

**宮建築設計**  
MIYA Architect's Office  
一級建築士事務所登録 徳島県鳴門第11050号



凡例

- 第1工区 地盤改良範囲(3,507㎡)
- 第2工区 地盤改良範囲(1,538㎡)
- 第3工区 地盤改良範囲(1,802㎡)

※第1工区、第3工区：GL-600、第2工区：GL-950  
までコンクリート打設による地盤改良を行う。

※施工範囲については、現地調査の上、監督員と協議し  
決定すること。

一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 英	一級建築士 第313839号 高原 正行	法適合種別 建築設計一級建築士 第6211号 浅山 明	検査者 外山 博文	設計番号 17992	特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(第1工区)	●図面番号 A-192	 AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(ワ)第3234号	 株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
●図面名 工事仮設用地盤改良図										●縮尺 1/500(A1) 1/1000(A3)				